

☆ 最近の予備監査事例から ☆

このような事例をチェックしてみてください

8月号に引き続き、本年度の予備監査における不適切な事務処理事例について、その情報をお知らせします。本監査の際、監査委員から言及のあった事例も紹介します。未然防止のため、チェックしてみてください。

3月31日に交付決定?
その他補助金事務の不適當(指摘)

平成19年4月に国庫補助事業の改正交付要綱を受領していたのに、県の交付要領の一部改正手続を平成20年3月31日まで行わなかった。そのため、30市町村への補助金の交付決定が3月31日となってしまった。

あれれ、交付決定が3月31日になっちゃった?

1日の相談者が1人か2人この仕事は役にたっているのかなあ?

この事業、本当に必要なの?
監査委員が監査で言及したもの

県の施策推進の普及のため、県営施設を開設し相談業務を行っているが、年間の利用件数が500件程度(1日に1~2件程度)と相談件数が少ない。また、委託業務仕様書に普及事項の内容が記載されていないため、相談内容も普及事項と直接関係のないものとなっていたことから、監査委員から事業の必要性についての検討を求められた。

事務局長からひとくちコメント
委託業務については、委託料に見合った効果があげられているのか。目的、方法、コスト、成果を業務全体として検討する必要があるのではないのでしょうか?



組織のチェック機能は大丈夫?
物品の取得、管理又は処分の不適當(注意)

平成19年度に購入した自動車等8台のうち、重要物品情報登録を行うことを担当者が失念していたため、重要物品管理票に記載されていないものが4台あった。そちらでは大丈夫ですか。

☆ 決算審査意見書の概要をお知らせします ☆

監査委員は、毎会計年度、普通会計及び企業会計の決算を審査し、審査意見書を提出します。また、本年度から財政健全化法の施行により、財政の健全性及び経営の健全性を審査しました。今回の監査だよりでは、その概要をお知らせします。

1 『平成19年度岩手県歳入歳出決算』審査意見書

(1) 歳入歳出決算の状況

① 一般会計歳入歳出決算

ア 歳入が前年度に比べて455億円余(5.9%)の減少、歳出も462億円余(6.0%)の減少となった。

イ 歳入歳出差引額は98億7,388万4,377円で、実質収支額は28億434万6,189円の黒字となった。

【歳入歳出決算収支の状況（一般会計）】

区 分	平成19年度	平成18年度	対前年度増減額・率	
歳入決算額 (a)	731,099,732千円	776,629,560千円	△45,529,828千円	△5.9%
歳出決算額 (b)	721,225,848千円	767,469,038千円	△46,243,190千円	△6.0%
歳入歳出差引額 (a)－(b) (c)	9,873,884千円	9,160,522千円	713,362千円	7.8%
翌年度繰越額 (d)	7,069,538千円	6,339,106千円	730,432千円	11.5%
実質収支額 (c)－(d)	2,804,346千円	2,821,416千円	△17,070千円	△0.6%

② 特別会計歳入歳出決算

ア 歳入が前年度に比べて14億円余(4.9%)の増加、歳出も18億円余(7.2%)の増加となった。

イ 歳入歳出差引額は39億7,591万8,215円で、実質収支額は36億7,088万4,215円の黒字となった。

【歳入歳出決算収支の状況（特別会計）】

区 分	平成19年度	平成18年度	対前年度増減額・率	
歳入決算額 (a)	31,430,207千円	29,959,873千円	1,470,334千円	4.9%
歳出決算額 (b)	27,454,288千円	25,622,046千円	1,832,242千円	7.2%
歳入歳出差引額 (a)－(b) (c)	3,975,918千円	4,337,826千円	△361,908千円	△8.3%
翌年度繰越額 (d)	305,034千円	320,525千円	△15,491千円	△4.8%
実質収支額 (c)－(d)	3,670,884千円	4,017,301千円	△346,417千円	△8.6%

(2) 審査意見

- ① 歳出については、歳入の確保が難しい中で、県債残高が増加し、公債費も高い水準のため、財政の硬直化を招き厳しい財政運営を強いる要因となっている。財政構造の弾力性の早期改善に向けて県債残高の適切な管理に努めるなど、今後一層の計画的な取組みを望むものである。
- ② 収入未済額については、債権管理の強化や回収のための人員配置等その解消に向けた取組みがなされているが、年々増加している。県民負担の公平性と財源の確保のため、収入未済の解消と発生未然防止に努められたい。
- ③ 事業繰越しについては、事業効果の早期発現に向け、計画的かつ効率的な事務事業の執行に努められたい。
- ④ 「いわて希望創造プラン」を推進するため、歳入確保の強化や歳出の徹底した見直しについて、より一層の創意工夫を凝らしながら、具体的な施策を策定しこれを着実に展開する等、県民福祉の向上に向け、より質の高い行政経営を推進されるよう期待する。

債権管理については、10円に満たない使用料や回収の見込みがほとんどない債権のために、多くの事務量が発生しています。効果が全体最適となるよう検討が必要ではないでしょうか。



2 『平成19年度岩手県立病院等事業会計決算』審査意見書

(1) 決算の状況

- ① 経営収支は、事業収益 921 億 92 万 5,327 円に対し、事業費用は 931 億 8,210 万 9,506 円で、差引き 10 億 8,118 万 4,179 円の純損失が生じ、累積欠損金は 138 億 3,800 万 681 円となった。
- ② 純損失は、前年度に比べ 1 億 1 千 38 万 3,215 円増加した。

区 分	平成 19 年度	平成 18 年度	対前年度増減額・率	
事業収益 (a)	92,100,925 千円	93,490,521 千円	△1,389,596 千円	△1.5%
事業費用 (b)	93,182,110 千円	94,461,322 千円	△1,279,212 千円	△1.4%
差引き純利益 (c)=(a)-(b)	△108,185 千円	△970,801 千円	△110,384 千円	11.4
前年度繰越欠損金 (d)	12,756,817 千円	11,786,016 千円	970,801 千円	8.2
当年度未処理欠損金 (e)=(c)+(d)	13,838,002 千円	12,756,817 千円	108,185 千円	8.5

- ③ 医師不足による診療体制の弱体化により患者数が減少し、医業収益が減少した。

経営コストで大きな比重を占めるのは人件費だけでなく、材料費などもあります。損益分岐について民間の成功例をベンチマークするなどの取組も必要ではないでしょうか？

利用患者数の状況

項 目	平成 19 年度	平成 18 年度	対前年度増減
入院患者数	1,618,966 人	1,662,116 人	△43,150 人
外来患者数	2,628,958	2,887,098	△258,140
計	4,247,924	4,549,214	△301,290

(2) 審査意見

- ① 今後の経営に当たっては、より一層医師の確保に取り組むことにより、診療体制の強化・充実を図り、医業収益の確保に努めるとともに、医療提供基盤の弱い地域における医療提供体制の維持・充実に努める必要がある。
- ② 外部委託の推進や職員の適正配置など経営コストの徹底した見直しにより損益分岐を再検討するなど、経営収支の改善を図る必要がある。

3 『平成19年度岩手県電気事業会計決算』審査意見書

(1) 決算の状況

- ① 経営収支は、事業収益 44 億 9 万 7,749 円に対し、事業費用は 39 億 2,047 万 1,379 円で、差引き 4 億 7,962 万 6,370 円の純利益が生じた。累積欠損金はない。
- ② 純利益は、前年度に比べ 1 億 5,245 万 1,760 円減少した。



区 分	平成 19 年度	平成 18 年度	対前年度増減額・率	
事業収益 (a)	4,400,098 千円	4,546,636 千円	△146,538 千円	△3.2%
事業費用 (b)	3,920,471 千円	3,914,558 千円	5,913 千円	0.2%
差引き純利益 (c)=(a)-(b)	479,626 千円	632,078 千円	△152,452 千円	△24.1%
前年度繰越利益剰余金 (d)	0 千円	147 千円	△147 千円	皆減
前年度未処分利益剰余金 (e)=(c)+(d)	479,626 千円	632,225 千円	△152,599 千円	△24.1

- ③ 水力発電施設の改良工事に伴う長期の発電停止があったこと、出水率が平年を下回ったことなどから、水力発電の供給電力量が前年度に比べ 11.9%減少したことが主な要因である。

(2) 審査意見

- ① 今後の経営に当たっては、施設・設備の改良工事等を計画的に実施することにより電力の安定供給と収益の確保を図るとともに、省力化・低コスト化により、より一層効率的な事業運営に努められたい。
- ② 新たな電源の開発に当たっては、企業の健全性、経済性を考慮しながら推進されたい。
- ③ クリーンエネルギー導入支援や環境保全活動等の地域貢献活動については、今後も積極的に取り組むよう期待する。

4 『平成19年度岩手県工業用水道事業会計決算』審査意見書

(1) 決算の状況

- ① 経営収支は、事業収益 10 億 5,617 万 7,089 円に対し、事業費用は 9 億 7,009 万 3,484 円で、差引き 8,608 万 3,605 円の純利益が生じ、累積欠損金は 1 億 9,073 万 242 円となった。
- ② 純利益は、前年度に比べ 633 万 9,159 円減少した。

区 分	平成 19 年度	平成 18 年度	対前年度増減額・率	
事業収益 (a)	1,056,177 千円	1,044,282 千円	11,895 千円	1.1%
事業費用 (b)	970,093 千円	951,860 千円	18,233 千円	1.9%
差引き純利益 (c) = (a) - (b)	86,084 千円	92,422 千円	△6,338 千円	△6.9%
前年度繰越益欠損金 (d)	276,814 千円	369,237 千円	△92,423 千円	△25.0%
当年度未処理欠損金 (e) = (c) + (d)	190,730 千円	276,814 千円	△86,084 千円	△31.1

- ③ 給水量が増加したことにより営業収益が増加したが、改良工事の実施に伴い固定資産除却費が増加したことなど、営業収益以上に営業費用が増加したことによるものである。

(2) 審査意見

- ① 当事業の経営は、健全化対策の着実な実施により平成9年度以降安定して純利益を確保し、累積欠損金を順調に減少させているが、財務費用等のコストの低減を図る必要がある。
- ② 今後は、新たな工業用水の需要が見込まれるため、施設や設備の改良等を計画的に実施し、工業用水の安定供給と収益の確保に努められたい。

5 『平成19年度決算に基づく財政健全性審査』及び『経営健全性』審査意見書

(1) 『平成19年度決算に基づく財政健全性審査』の審査結果

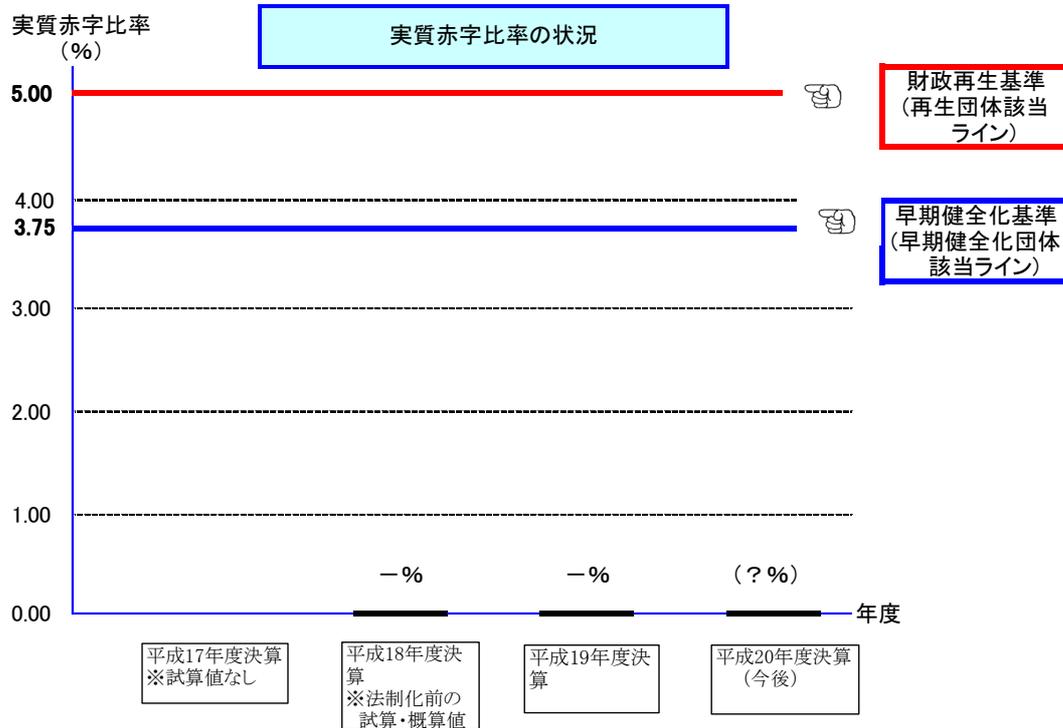
審査に付された各々の健全化判断比率及びその算定基礎書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

健全化判断比率	平成 19 年度の比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	— %	3.75 %	5.00 %
連結実質赤字比率	— %	8.75 %	25.00 %
実質公債費比率	15.3 %	25.0 %	35.0 %
将来負担比率	307.7 %	400.0 %	

① 実質赤字比率

実質赤字比率は、実質赤字額がないことから算定されない。

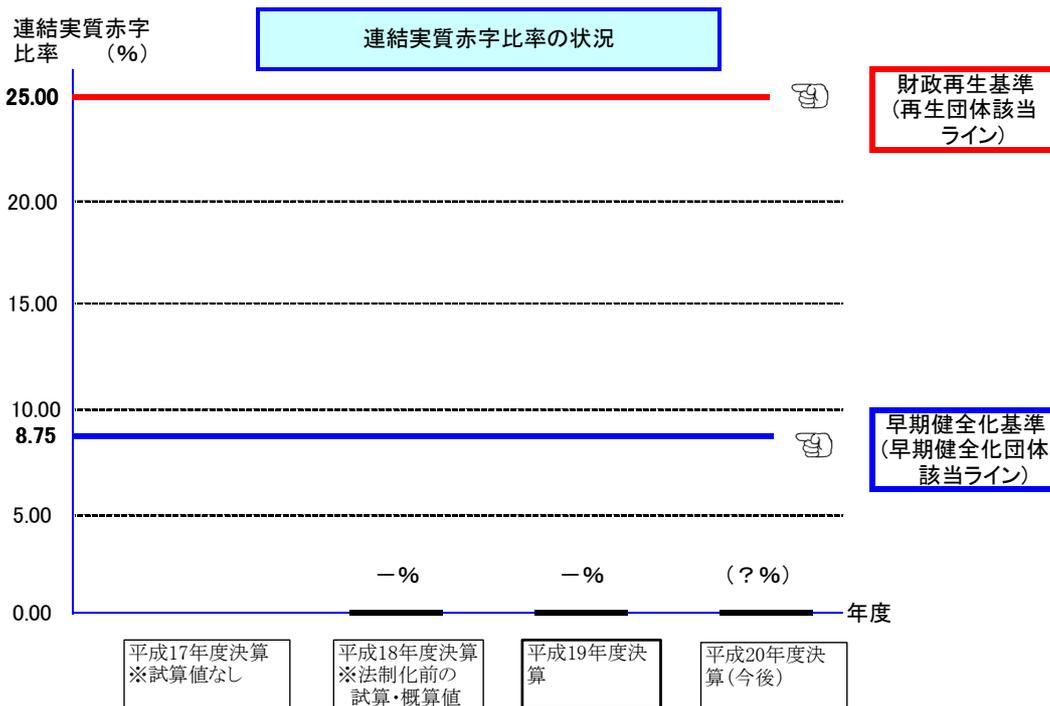
一般会計等を対象とした実質赤字額の、標準財政規模に対する比率であり、これが生じた場合には赤字の早期解消を図る必要がある。



② 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、実質赤字額がないことから算定されない。

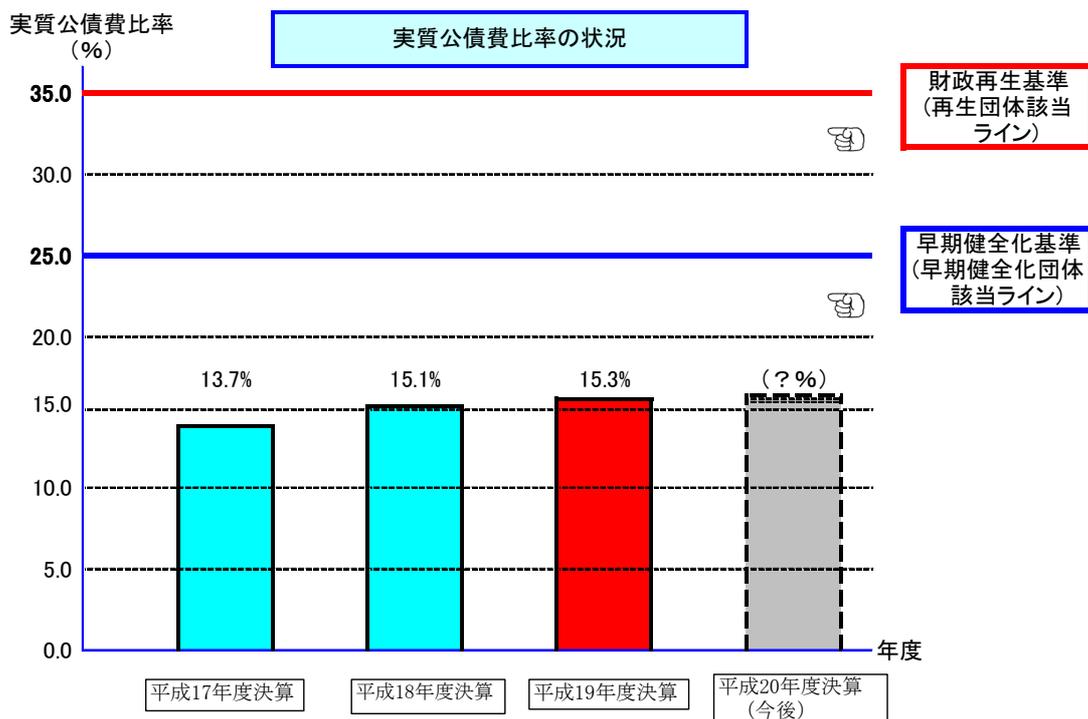
公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額（または資金不足額）の、標準財政規模に対する比率であり、これが生じた場合には、問題のある赤字会計が存在することとなり、赤字の早期解消を図る必要がある。



③ 実質公債費比率

実質公債費比率は、15.3%で、早期健全化基準の 25.0%を 9.7 ポイント下回っている。

一般会計等が負担する元利償還金などの標準財政規模に対する比率であり、18%を超えると起債の許可が必要となり、25%を超えると一部の起債発行が制限される。

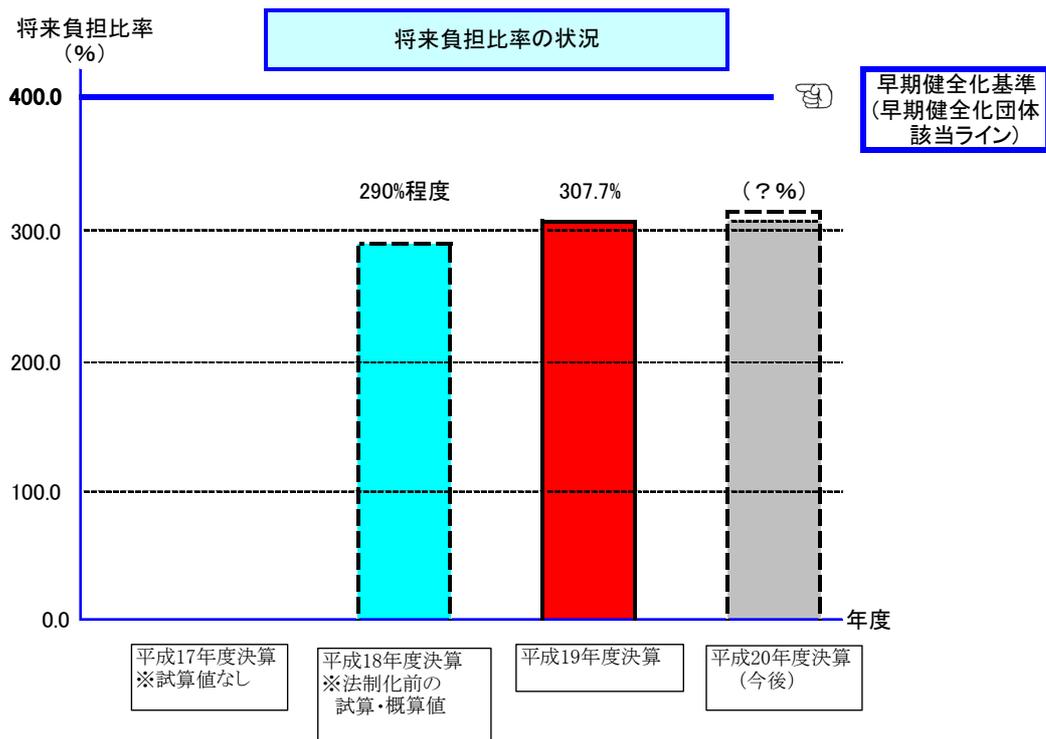


④ 将来負担比率

将来負担比率は、307.7%となっており、早期健全化基準の 400.0%を 92.3 ポイント下回っている。

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の、標準財政規模に対する比率であり、これらの負債が将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すストック指標である。

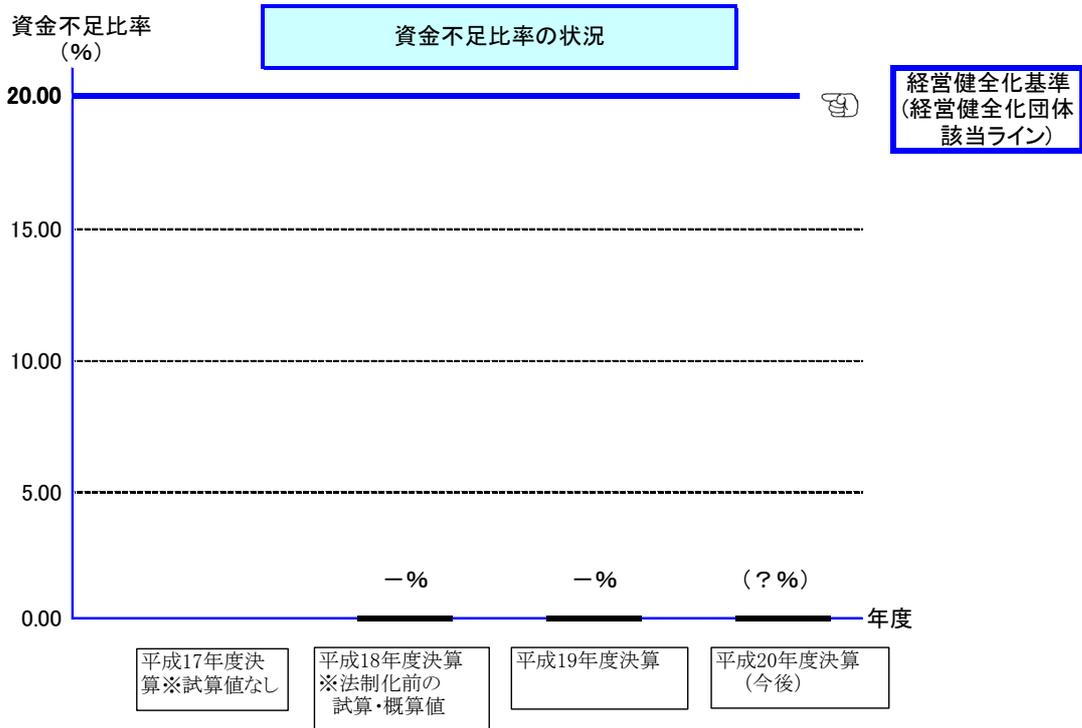
この比率が高い場合、将来これらの負担額を実際に支払う必要があることから、今後の財政運営が圧迫されるなどの問題が生じる可能性が高くなる。



(2) 『平成 19 年度決算に基づく経営健全性審査』の審査結果

資金不足比率は、各公営企業会計とも資金不足額がないことから算定されない。

資金不足比率は、各公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率であり、経営健全化基準（20%）以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければならない。



☆ 最新情報 ☆

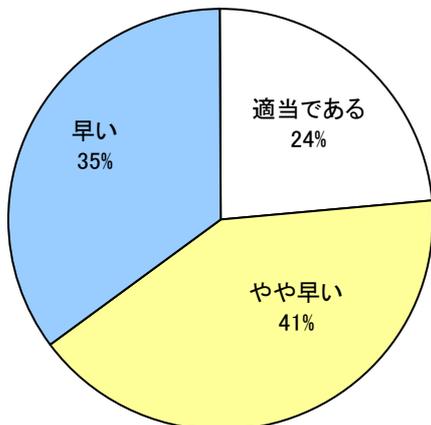
★『監査業務に関するアンケート調査(企業会計)』結果について★

前号では知事部局等へのアンケート調査結果についてお知らせしたところですが、当事務局では、8 月には病院監査に対するアンケート調査も実施しており、今回はその結果をお知らせします。

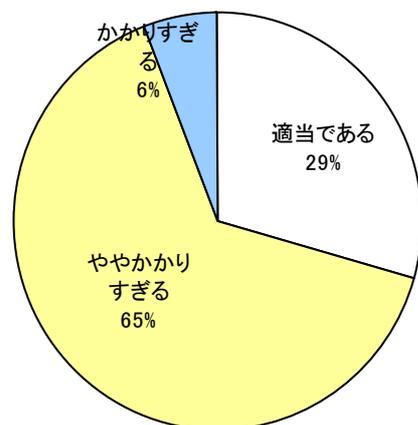
監査業務のあり方について、平成 20 年度に監査を実施した 13 病院から 26 名を抽出し、アンケート調査を実施しました。(回答数 18 人(17 件)、回答率 69.2%)

当事務局の監査業務については、おおむね評価していただきましたが、下記のような指摘をいただきました。

- 予備監査の実施時期は適当ですか(回答数 17 件)
- 監査調書の作成に時間がかかりすぎると感じますか。(回答数 17 件)

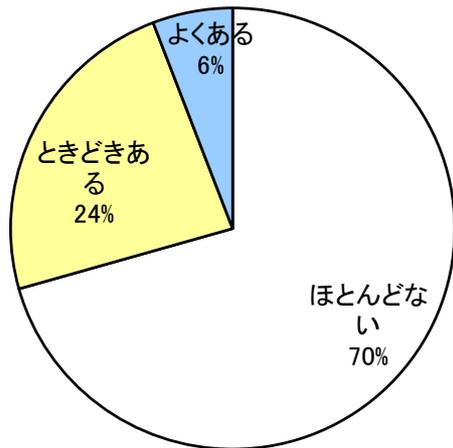


「遅い」「やや遅い」という回答はなかった。



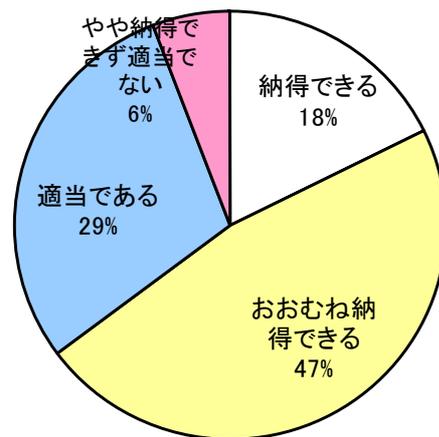
「あまりかからない」「ほとんどかからない」という回答はなかった。

○ 予備監査時の職員の対応に不満を感じたことはありますか。(回答数 17 件)



「ない」「いつもある」という回答はなかった。

○ 事務局職員の予備監査結果の講評内容は、納得できるものでしたか。(回答数 17 件)



「納得できず適当でない」という回答はなかった。

【 意見提言 】

【 対応 】

決算確定前の監査のため、確定後の資料の差し替えがあります。(決算確定後に実施されたい)

従前より要望がある事項です。4 月下旬の実施機関を再検討するなど、できる限り決算確定後の実施とすよう努めます。

監査調書の作成要領が分かりにくい。細部について、注釈をもう少し加えるとよいのでは。

細部に注釈を加えるなど見直しを行い、わかりやすい様式及び作成要領とすよう努めます。

監予備監査の手法が電子カルテ（医師の処方箋が直接会計データとなる）などの電子化やレセプト（医療報酬明細書。医療費を計算するもととなる。）処理の外部委託化に対応していないのではないか。

電子カルテやDPC（医療費の定額支払い制度に用いられる評価方法）が導入されている病院については、誤りが発生する可能性が高い「手書伝票」等を点検するなど手法を見直しています。また、外部委託、電子化に対応する監査手法の見直しと併せて、レセプト点検の実施の必要性についても検討していくこととしています。

知事部局や教育委員会、警察等を中心に、4 月に実施した前回アンケート結果に加え、今回も多数のご意見をいただきました。今後も、皆様からのご意見に対応するよう業務の改善に努めることとしていますので、お気づきの点はお知らせいただくようお願いいたします。

☆『超過勤務手当』について☆

本年度の決算監査において、県南広域振興局等の 19 公所を抽出して、平成 19 年 4 月及び 20 年 3 月の 2 箇月(平日分)における最終退庁者の退庁時間とその日の超過勤務時間を調査しました。

その結果、退庁時間と超過勤務時間に乖離が相当認められ、また、その中には、年度途中で超過勤務に係る予算を減額している公所が認められました。

これらの結果をうけて、本監査においては、監査委員は、『各所属長はその実態を把握し、サービス残業にならないよう』指導したところです。

つきましては、他公所においても、超過勤務の実態の把握に努め、問題がある場合は早期に対応策を検討してください。

職場のマネージメントが大切！

(具体的な指導内容)

- 人事課通知に基づき、事前命令を原則とし、事後確認を行うとともに、確認については、行った内容を確認することの趣旨を徹底すること。
- 職場として削減目標を設定している場合は、職員が超過勤務を申告できないような組織風土は改めること。
- 予算の減額については、実態を踏まえてサービス残業がないことを確認の上で、予算が余る見込みの場合に限って行うよう十分配慮すること。
- 超過勤務時間の圧縮にむけては、申告や超過勤務自体を抑制するのではなく、各職員の実態をふまえ、業務分担の適正化、繁閑調整、業務の簡素化など、日昼の業務の全般的な見直し等により、取組むこと。

☆ 追 加 情 報 ☆

☆『事務費の不適切処理』に係る今後の監査の対応について☆

会計検査院による検査で指摘を受けた事務費の不適切処理について、監査は、これまで行われてきたそうした事務処理を見抜けなかったことから、9 月県議会において、代表監査委員をはじめ監査委員及び事務局が県議会と県民に対して陳謝したところです。

現在、県はこのような不適切な処理について調査を行っているところであり、その結果を受け、監査事務局としても今後の監査の手法等を再検討することとしています。しかしながら、現行においても、今できることから改善を行うため、下記のような手法を取り入れ実施することとしました。今後の受検機関においては、御協力をお願いします。

監査の責任を果たすため、緊急ですが改善します。

1 現物確認を強化します。

- ①本庁や地方振興局などで消耗品等の集中管理を行っている室課など、また、特に年度末に消耗品を大量購入している場合などについては、倉庫等の在庫確認を強化します。
- ②パソコンやプリンターなどの修繕については、現物により修繕箇所の確認を強化します。
- ③備品管理一覧表と購入した現物の照合・確認を強化します。

2 外部確認を行います。

消耗品の購入について、業者の協力を求め、外部確認を行います。

☆ 事務局 トピックス ☆

☆ ボランティア活動として県庁前歩道の清掃を行いました。
また、『旧松尾鉦山緑の再生活動』に参加しました。 ☆

9月1日(月)、社会貢献活動の一環として県庁前歩道の清掃を行いました。

また、19日、環境保全課が主催した八幡平の旧松尾鉦山跡地への植樹に9名の職員が参加しました。



9月1日、トチの実で汚れた歩道清掃の様子



九月十九日
松尾鉦山での植樹の様子